

秋田県教育委員会訓令第二号

庁 中 一 般  
各 教 育 機 関

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程（平成八年秋田県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

番 号		許認可等事務			日数	受付課所	処理課所	備考
		根拠法令等 の名称	条	項 号				
略	略	略	略	略	略	略	略	略
34	略	略	略	略	略	略	略	略
35	略	略	略	略	略	略	略	略

  

番 号		許認可等事務			日数	受付課所	処理課所	備考
		根拠法令等 の名称	条	項 号				
略	略	略	略	略	略	略	略	略
34	略	略	略	略	略	略	略	略
35	略	略	略	略	略	略	略	略

改正後

改正前

別表（第2条、第5条関係）

別表（第2条、第5条関係）

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。